

◎新潟県訓令第14号

福祉保健部生活衛生課  
 地域振興局  
 中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、平成28年8月29日から実施する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第1（第1条関係）</b>	<b>別表第1（第1条関係）</b>
(略)	(略)
新潟地域振興局農林振興部農業 企画課、生産振興課、 <u>普及第1 課又は普及第2課</u>	新潟地域振興局農林振興部農業 企画課、生産振興課又は <u>普及課</u>
(略)	(略)
(略)	<b>新潟地域振興局新津農業振興部 企画振興課又は普及課</b> <b>新津農業普及 指導センター</b>
(略)	(略)